

水道局企業管理規程番	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第 1 0 号	さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程	令和元年 8 月 1 5 日
水道局企業管理規程第 1 1 号	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	令和元年 9 月 1 3 日
水道局企業管理規程第 1 2 号	さいたま市水道局給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する規程	令和元年 9 月 1 3 日
水道局企業管理規程第 1 3 号	さいたま市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程	令和元年 9 月 3 0 日
水道局企業管理規程第 1 4 号	さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程	令和元年 1 1 月 2 8 日
水道局企業管理規程第 1 5 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程	令和元年 1 2 月 1 3 日
水道局企業管理規程第 1 6 号	さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程	令和元年 1 2 月 1 8 日
水道局企業管理規程第 1 7 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程	令和元年 1 2 月 2 7 日

さいたま市水道局企業管理規程第10号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第5号(第7条関係)				様式第5号(第7条関係)			
給水装置工事申込書				給水装置工事申込書			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
分担金	[略]			分担金	[略]		
	共同住宅	(室数× 円— 円)	[略]		共同住宅	(室数× <u>万円— 万円</u>)	[略]
	[略]				× 1. 0 8		
	[略]				[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のさいたま市給水条例施行規程様式第5号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市水道局企業管理規程第11号

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（指定の申請）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第6条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、市の指定工事事業者として指定をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>イ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちにあからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（指定の更新）</p> <p><u>第6条の2 前条の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u></p> <p><u>2 前項の更新の申請があったときは、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間</u></p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第6条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、市の指定工事事業者として指定をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちにあからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p>

」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、第2項の更新の申請における施行規則様式第1中「指定給水装置工事事業者指定申請書」とあるのは「指定給水装置工事事業者指定更新申請書（以下「更新申請書」という。）」と、「水道法第16条の2第1項」とあるのは「水道法第25条の3の2第1項」と、「指定を受けたい」とあるのは「指定の更新を受けたい」と、「同法第25条の2第1項」とあるのは「同法第25条の3の2第4項」と読み替えるものとする。

(指定給水装置工事事業者証の交付等)

第7条 管理者は、第6条の指定を行ったとき又は前条の指定の更新を決定したときは、速やかに指定工事事業者にさいたま市水道局指定給水装置工事事業者証(様式第2号。以下「指定事業者証」という。)を交付する。

2～4 [略]

(変更の届出)

第8条 [略]

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則様式第2による第6条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 [略]

(指定の取消し)

第9条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による指定を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) 第6条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

(3)～(8) [略]

(指定等の公告)

第11条 管理者は、次に掲げる場合は、その都度公告する。

(指定給水装置工事事業者証の交付等)

第7条 管理者は、前条の指定を行ったときは、速やかに指定工事事業者にさいたま市水道局指定給水装置工事事業者証(様式第2号。以下「指定事業者証」という。)を交付する。

2～4 [略]

(変更の届出)

第8条 [略]

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則様式第2による第6条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 [略]

(指定の取消し)

第9条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による指定を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) 第6条各号に適合しなくなったとき。

(3)～(8) [略]

(指定等の公告)

<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第6条の2の規定により指定工事事業者の指定の更新を決定したとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第12条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に 行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水装置の構造及び材質が政令第6条に定め る基準に適合していることの確認</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(主任技術者の選任等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定工事事業者は、主任技術者を選任し、又は 解任したときは、施行規則様式第3による届出書 により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なけれ ばならない。<u>ただし、第6条の2の指定の更新が 決定されたときは、更新申請書をもって、選任す る主任技術者を届け出たとみなす。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(事業の運営に関する基準)</p> <p>第14条 指定工事事業者は、次に掲げる給水装置 工事業の運営に関する基準に従い、適正な給 水装置工事業の運営に努めなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次に掲げる行為を行わないこと。 ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び 材質の基準に適合しない給水装置を設置する こと。 イ [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>第11条 管理者は、次に掲げる場合は、その都度 公告する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第12条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に 行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水装置の構造及び材質が政令第5条に定め る基準に適合していることの確認</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(主任技術者の選任等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定工事事業者は、主任技術者を選任し、又は 解任したときは、施行規則様式第3による届出書 により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なけれ ばならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(事業の運営に関する基準)</p> <p>第14条 指定工事事業者は、次に掲げる給水装置 工事業の運営に関する基準に従い、適正な給 水装置工事業の運営に努めなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次に掲げる行為を行わないこと。 ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び 材質の基準に適合しない給水装置を設置する こと。 イ [略]</p> <p>(6) [略]</p>
--	---

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

指定給水装置工事事業者台帳

事業者	指定番号	第 号	指定状況		名称				
	名称				事業所①	住所			
						電話番号	FAX番号		
	住所				事業所②	名称			
						住所			
	電話番号				事業所③	電話番号	FAX番号		
						住所			
	代表者				電話番号	FAX番号			
	役 員					指 定 年 月 日			
						指 定 有 効 期 間			
から									
まで									
					廃 止 年 月 日				
主任技術者選任状況	給水装置工事主任技術者				研修会受講状況				
	事業所	交付番号	氏 名	選任年月日	年度	受講	未受講	理由	
								取 消 年 月 日	
					更 新 履 歴			理由	
					※ 指定番号は左記指定有効期間における番号を記載しています。			休 止 ・ 再 開 年 月 日	
					指定有効期間	指定番号		休 止	
								再 開	
					特 記 す べ き 事 項				
	違反行為等	内 容				発 生 年 月 日		処 分	

指定番号 第 号

さいたま市水道局
指定給水装置工事事業者証

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

上記の者をさいたま市水道局指定給水装置
工事事業者として指定する

指定有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

さいたま市水道事業管理者



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項第1号、第6条第3号及び第8条第2項第2号の規定は、同年9月14日から施行する。

(指定の更新に関する経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のさいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程第6条の指定を受けている指定工事事業者の施行日後の最初の改正後のさいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程第6条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）で定める期間）を経過する日まで」とする。

さいたま市水道局企業管理規程第12号

さいたま市水道局給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給水装置の構造及び材質) 第2条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第6条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。	(給水装置の構造及び材質) 第2条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第5条</u> に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第 1 3 号

さいたま市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局水道技術管理者の職務に関する規程（平成 2 6 年さいたま市水道局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(技術管理者の職務等)</p> <p>第 3 条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行うものとする。</p> <p>(1) 水道施設が法第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（<u>法第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する点検を含む。</u>）に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）<u>第 6 条</u>で定める基準に適合しているかどうかの検査に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)~(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第 2 2 条の 3 第 1 項の台帳の作成に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 技術管理者は、前項第 8 号から第 1 0 号までに規定する措置をとろうとするときは、あらかじめその旨を水道事業管理者に報告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(技術管理者の職務等)</p> <p>第 3 条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行うものとする。</p> <p>(1) 水道施設が法第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 給水装置の構造及び材質が<u>法第 1 6 条の規定に基づく</u>水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）<u>第 5 条</u>で定める基準に適合しているかどうかの検査に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)~(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 技術管理者は、前項第 7 号から第 9 号までに規定する措置をとろうとするときは、あらかじめその旨を水道事業管理者に報告しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後のさいたま市水道局水道技術管理者の職務に関する規程第3条第1項第7号の規定は、令和4年9月30日までは、適用しない。

さいたま市水道局企業管理規程第14号

さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(収納事務等の処理) 第10条 収納事務等の処理は、次に定めるところによる。 (1) 管理者は、 <u>定例日に</u> 、受託者（管理者が定める収納場所において第8条第2項第1号の事務を受託している者を除く。） <u>へ未納者情報を提供</u> するものとする。 (2) 受託者は、 <u>管理者が指定した期日までに</u> 、 <u>未納者情報に係る収納を完了</u> しなければならない。 (3) [略] 2・3 [略]	(収納事務等の処理) 第10条 収納事務等の処理は、次に定めるところによる。 (1) 管理者は、受託者（管理者が定める収納場所において第8条第2項第1号の事務を受託している者を除く。） <u>に定例日に未納整理票を交付</u> するものとする。 (2) 受託者は、 <u>未納整理票に係る収納を管理者が指定した期日までに完了</u> しなければならない。 (3) [略] 2・3 [略]

附 則

この規程は、令和元年12月2日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第15号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給料表)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額については、その額に就業規程第4条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 管理者は、<u>前条第4項</u>の規定に基づく分類の基準と適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2～10 [略]</p> <p style="text-align: center;">(扶養手当)</p>	<p style="text-align: center;">(給料表)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する給料表は、臨時に雇用される者以外のすべての職員に適用するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額については、その額に就業規程第4条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 管理者は、<u>前条第5項</u>の規定に基づく分類の基準と適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2～10 [略]</p> <p style="text-align: center;">(扶養手当)</p>

第9条 扶養手当の月額は、給与条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 [略]

3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに別に定める扶養親族届によりその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は給与条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

4～9 [略]

（単身赴任手当）

第12条の2 [略]

2～4 [略]

5 給与条例第8条の2第2項の単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされたことに伴い、住居を移転し、第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する公署に通勤することが第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(8) 第2号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。

第9条 扶養手当の月額は、給与条例第5条第2項第1号及び第3号から第5号までに該当する扶養親族並びに同項第2号に該当する孫については1人につき6,500円、同項第2号に該当する子（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

2 [略]

3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに別に定める扶養親族届によりその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（給与条例第5条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

4～9 [略]

（単身赴任手当）

第12条の2 [略]

2～4 [略]

5 給与条例第8条の2第2項の単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされたことに伴い、住居を移転し、第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する公署に通勤することが第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(8) 第2号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。

)となり、又は再任用(法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。))をいう。以下同じ。)をされ、これらに伴い」と、第2号から第6号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第3号から第6号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員(人事交流等により給料表の適用を受けることとなった者に限る。))となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(9) [略]

6～13 [略]

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条まで及び附則第26項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。)以下この条において「支給日」という。)に支給する。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

2 前項に定めるもののほか、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外の職員についても期末手当を支給する。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職の後基準日までの間において給与条

)となり、又は再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。))をいう。以下同じ。)をされ、これらに伴い」と、第2号から第6号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第3号から第6号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受けない市費支弁の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員(人事交流等により給料表の適用を受けることとなった者に限る。))となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(9) [略]

6～13 [略]

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条まで及び附則第26項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前において、これらの日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。)以下この条において「支給日」という。)に支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 臨時又は非常勤の職員(給与条例第22条の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

2 前項に定めるもののほか、基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外の職員についても期末手当を支給する。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職又は失職の後基準日までの間におい

さいたま市水道局企業管理規程第16号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

様式第17号及び様式第18号を次のように改める。

様式第17号（第22条関係）

水道料金減額申込書

申込日 年 月 日

（宛先）さいたま市水道事業管理者

さいたま市給水条例第40条第2項に規定する水道料金の減額を受けたいので、さいたま市給水条例施行規程第22条第3項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、水道料金の減額事由の消滅又は変更があったときは、直ちにその旨を届け出ます。

また、減額事由が生活扶助受給又は支援給付受給による場合は、水道事業管理者が減額事由の確認に必要な範囲において、当該受給状況等を各区福祉課に照会し、回答を得ることに同意します。

申込者	住 所		
	フリガナ		印
	氏 名		
	電話番号		
	使用者番号		
	減額を必要とする事由		
	申込区分		
	市内転居の場合は使用者番号又は前住所を、他の市町村（特別区を含む。）からの転入の場合は前住所を以下にご記入ください。 前住所の使用者番号 前住所		

注意事項

- 1 申込者と水道使用者（給水契約者）が異なる場合は、水道料金の減額はされません。
 ただし、さいたま市給水条例第3条第2号に規定する「共同住宅用」の給水装置を設置している物件に申込者がお住まいの場合は、この限りではありません。この物件にお住まいで減額を申し込む場合は、水道料金を取り扱う大家、管理会社、管理組合等に、水道局から請求される水道料金が減額されたものとなることの同意を得て、下記の欄に記名、押印をしてもらってください。同意欄にご記入いただいた料金取扱者に減額の開始及び終了時期をお知らせするための文書を送付いたします。
- 2 水道と下水道を使用されている方の場合、水道料金の減額を申し込めば下水道使用料も同時に減額又は免除されます。水道料金の減額事由の消滅又は変更を届け出た場合も同様です。
- 3 減額事由が非課税世帯該当による場合は、世帯構成届出書（様式第18号）の提出が必要です。

大家、管理会社、管理組合等、料金取扱者の同意	住 所		
	氏 名		印
	連絡先電話番号	(担当者)	

様式第 18 号 (第 22 条関係)

世帯構成届出書

年 月 日

(宛先) さいたま市水道事業管理者

使用者番号 _____

住 所 _____

申 込 者 _____

電話番号 _____

水道料金の減額を申し込みたいので、次のとおり世帯構成について届け出ます。

世帯構成	フリガナ	申込者との 続柄	生年月日	年齢	課税状況をさいたま市の各市税事務所個人課税課に照会し、回答を得ることについて	備考
	氏名					
世帯員 1 (申込者)		本人	年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 2			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 3			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 4			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 5			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 6			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 7			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 8			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 9			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員 10			年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	

- 1 世帯（世帯を別にしていても、同一の水道を使用している方を含みます。）の全員について、記入してください。
- 2 新規に申し込む場合は、世帯全員の「個人住民税が非課税であることの証明書（以下単に「証明書」という。）」を提出してください。ただし、世帯員のうち18歳以下で、扶養控除対象者になっている方の証明書は不要です。
- 3 個人住民税非課税世帯として減額を受けている方が、その減額期間終了に伴い引き続き申し込もうとする場合は、証明書の提出は不要です。ただし、次の各号のいずれかに該当する方がいる場合には、その方に係る証明書の提出が必要になります。
 - (1) 課税状況をさいたま市の各市税事務所個人課税課に照会し、回答を得ることに同意しない方
 - (2) 市内に住所を有しないなど、さいたま市の各市税事務所個人課税課に照会をしても個人住民税が非課税であることの証明が得られない方

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第17号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）</p>

(2) [略]	(2) [略]
1 2 [略]	1 2 [略]

第2条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあつては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の100</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>1 2 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料月額にあつては、その月額を算出率で除して得た額）の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、その職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>11 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>1 2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。